

【別紙 1】

自治体立優良病院表彰規程

平成 1 1 年	4 月 2 7 日	一部改正
平成 1 2 年	1 2 月 1 1 日	一部改正
平成 2 3 年	4 月 1 日	一部改正
平成 2 4 年	4 月 1 日	一部改正
平成 2 5 年	1 月 9 日	一部改正

総 務 省

第 1 条 自治体立優良病院の表彰は、この規程の定めるところにより行う。

第 2 条 表彰は、都道府県若しくは市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）又は地方独立行政法人の開設した病院であって次の各号に該当するものとして全国自治体病院開設者協議会及び公益社団法人全国自治体病院協議会の推薦したものに付き、自治体立優良病院表彰審査会（以下「審査会」という。）の意見を聞いて、総務大臣が行う。

- （1）経営努力がなされた結果、経営の健全性が確保されている病院
- （2）地域医療の確保に重要な役割を果たしている病院

第 3 条 総務大臣が表彰を行う場合においては、審査会に付議するものとする。

2 審査会への付議は、やむを得ない事情があるときは持回りにより行うことができる。

3 審査会の委員は、次に掲げる者とし、総務事務次官をもって委員長とする。

- （1）総務事務次官
- （2）自治財政局長
- （3）大臣官房審議官（公営企業担当）
- （4）自治財政局準公営企業室長
- （5）全国自治体病院開設者協議会会長
- （6）公益社団法人全国自治体病院協議会会長
- （7）公益社団法人全国自治体病院協議会事務局長

4 審査会の庶務は自治財政局準公営企業室において処理する。

第 4 条 全国自治体病院開設者協議会及び公益社団法人全国自治体病院協議会が優良病院を推薦するときは、次に掲げる書類を添えなければならない。

- （1）病院沿革調書
- （2）経営成績調書
- （3）業績調書
- （4）その他参考となる書類

第 5 条 表彰は、毎年、全国自治体病院開設者協議会又は公益社団法人全国自治体病院協議会の総会において行う。ただし、特別な事情があるときは、この限りではない。

2 表彰は、表彰状等を授与して行う。

附則

この規程は、昭和 6 1 年 1 月 2 3 日から施行する。

自治体立優良病院選考基準

平成12年	12月	11日	一部改正
平成23年	4月	1日	一部改正
平成25年	1月	9日	一部改正
平成27年	1月	8日	一部改正

総務省

- 1 対象病院は、都道府県若しくは市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）又は地方独立行政法人が開設し、経営している病院とする。
- 2 経営の健全性の確保については、次の基準によるものとする。
 - (1) 表彰年度の前々年度以前5年以上損益計算書上の経常損益において利益を計上していること。ただし、他会計繰入金が各年度における地方公営企業繰出金に係る通知に定める額を超えている場合にあっては、その超過額を控除して損益計算を行うものとする。

なお、前年度の決算見込についても考慮するものとする。
 - (2) 不良債務及び累積欠損金がないこと。ただし、2以上の病院を経営している団体の病院にあっては、当該病院のみの経営であった場合を仮定し算出した場合の額によるものとする。
- 3 経営努力の状況については、次の事項等により総合的に判断するものとする。
 - (1) 職員の配置状況
 - (2) 利用患者の実態
 - (3) 薬品、材料の購入状況
 - (4) 業務委託の状況
- 4 地域医療に果たしている役割が大きいことについては、次の事項等により総合的に判断するものとする。
 - (1) 救急医療の実施状況
 - (2) 保健衛生活動の状況
 - (3) 他の医療機関との連携の状況
 - (4) 高度・特殊・先駆的医療の状況
 - (5) へき地医療の状況
- 5 表彰を受けた病院は、原則として10年度以内には再び表彰を受けることはできないものとする。

【別紙5】

自治体立優良病院表彰制度の要綱

平成20年12月 4日一部改正
平成21年12月17日一部改正
平成23年12月 8日一部改正
平成24年 4月 1日一部改正
平成25年 1月10日一部改正

全国自治体病院開設者協議会
公益社団法人 全国自治体病院協議会

1 主 旨

公益社団法人全国自治体病院協議会の会員病院で、経営の健全化の確保、経営の健全化への改善努力の成果、地域医療の確保への多大な貢献や取り組みを行っている病院を表彰することにより、自治体病院の模範としこれをたたえ、健全経営の促進と地域医療の発展のために役立てる。

2 主 催

全国自治体病院開設者協議会
公益社団法人 全国自治体病院協議会

3 表 彰 者

全国自治体病院開設者協議会会長及び公益社団法人全国自治体病院協議会会長
表彰状、表彰楯及び記念品を授与する
毎年度数病院を表彰する

4 被表彰病院の選考

被表彰病院の選考は、別に定める選考委員会において行う

5 被表彰病院の選考基準

- 1) 経営努力がなされた結果、経営の健全性が確保されていること
- 2) 地域医療の確保に重要な役割を果たしていること
等を基本とした選考基準を別に設けるものとする

6 表彰の時期

全国自治体病院開設者協議会又は公益社団法人全国自治体病院協議会の総会時に行う。但し、特例もあるものとする。

7 実 施

昭和61年度から

自治体立優良病院表彰選考基準

平成25年 1月10日一部改正
平成27年 1月 7日一部改正

全国自治体病院開設者協議会
公益社団法人 全国自治体病院協議会

1. 全国自治体病院開設者協議会と公益社団法人全国自治体病院協議会は、申請があった病院について一般病院と結核及び精神の病院に分け、それぞれから次の要領により優良病院としてふさわしい病院として認められた病院を選ぶものとする。

2. 全国自治体病院開設者協議会及び公益社団法人全国自治体病院協議会会長による表彰（以下「両協議会会長表彰」という。）は、各都道府県自治体病院開設者協議会及び全国自治体病院協議会各都道府県支部から推薦された調書を基に、経営努力の成果がみられ、かつ、地域医療の確保に重要な役割を果たしている病院を選考する。選考に当たっては、次の基準に合致していることとする。

表彰年度の前々年度以前5ヶ年間の各年度において収支（経常損益ベース）の均衡が図られ（前年度においても収支の均衡が見込まれること）、表彰年度の前々年度において不良債務がないこと。

（注）① 他会計繰入金が各年度における地方公営企業繰出金に係る通知に定める額を超えている場合にあっては、その超過額を控除して計算を行うものとする。

② 2以上の病院を経営している団体の病院にあっては、当該病院のみの経営であった場合を仮定し算出した場合の額とする。

③ 地域医療の確保に重要な役割を果たしていることについては、次の事項を踏まえ、総合的に判断するものとする。

(ア) 救急医療の実施状況

(イ) 保健衛生活動の状況

(ウ) 他の医療機関との連携の状況

(エ) 高度・特殊・先駆的医療の状況

(オ) へき地医療の状況

④ 精神科病院については、他会計繰入金、職員給与費の割合等を踏まえ総合的に判断するものとする。

⑤ 地方独立行政法人病院については、法人化以前からの通算も可とする。

⑥ 指定管理者の管理する病院については、当該病院を開設する地方公共団体の特別会計のうち当該病院に係るものと当該病院に係る指定管理者の決算を合算したものや地域医療確保のための貢献等を踏まえ総合的に判断するものとする。

3. 両協議会会長表彰を受けた病院は、原則として10年度以内には再び表彰を受けることはできないものとする。

4. 総務大臣による表彰へ推薦する病院は、原則として既に会長の表彰を受けた病院で、総務省が定める自治体立優良病院選考基準に合致し、総務大臣の表彰を受けるにふさわしい病院として推薦があった病院の中から選ぶものとする。

付 則

この自治体立優良病院表彰選考基準は、平成21年12月17日から施行し、優良自治体病院選考基準は平成21年12月16日をもって廃止する。

付 則

この自治体立優良病院表彰選考基準は、平成22年12月28日から施行する。

付 則

この自治体立優良病院表彰選考基準は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この自治体立優良病院表彰選考基準は、平成25年1月10日から施行する。

付 則

この自治体立優良病院表彰選考基準は、平成27年1月7日から施行する。